○戸田市障害者等日常生活用具給付及び貸与事業実施要綱

平成11年
市長決裁

別表(第2条、第3条、第4条、第7条関係)

用具の種別	種目(品目)	給付貸与	耐用年数(年)	対象者		基準額(円)	性能	備考
				障害者	障害児			
介護・訓練支援用具	特殊寝台	給付	8	①下肢又は体幹機能障害2級以上 ②難病患者等は上記に準ずる。	—	154,000	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	介護保険の福祉用具貸与制度の適用が優先
	特殊マット	給付	5	①下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る。)。 ②重度又は最重度の知的障害者 ③難病患者等は①に準ずる。	①下肢又は体幹機能障害2級以上(原則として3歳以上の者) ②重度又は最重度の知的障害児(原則として3歳以上の者) ③難病患者等は下肢又は体幹機能障害2級以上相当の寝たきりの状態にある者(原則として3歳以上の者)	50,000	褥瘡(じょくそう)の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	介護保険の福祉用具貸与制度の適用が優先
	特殊尿器	給付	5	①下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る。) ②難病患者等は上記に準ずる。	左記に同じ。原則として学齢児以上の者	67,000	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの	介護保険の福祉用具貸与制度の適用が優先
	入浴担架	給付	5	①下肢又は体幹機能障害2級以上(入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。) ②難病患者等は上記に準ずる。	左記に同じ。原則として3歳以上の者	82,400	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	—
	体位変換器	給付	5	①下肢又は体幹機能障害2級以上(下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。) ②難病患者等は上記に準ずる。	左記に同じ。原則として学齢児以上の者	15,000	介助者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	介護保険の福祉用具貸与制度の適用が優先
	移動用リフト	給付	4	①下肢又は体幹機能障害2級以上の者 ②難病患者等は上記に準ずる。	左記に同じ。原則として3歳以上の者	159,000	介護者が重度障害者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	介護保険の福祉用具貸与制度の適用が優先
	訓練椅子	給付	5	—	下肢又は体幹機能障害2級以上。原則として3歳以上の者	33,100	原則として附属のテーブルを付けるものとする。	—
	訓練用ベッド	給付	8	①下肢又は体幹機能障害2級以上 ②難病患者等は上記に準ずる。	左記に同じ。原則として学齢児以上の者	159,200	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	—
自立生活支援用具	入浴補助用具	給付	8	①下肢又は体幹機能障害者であって、入浴に介助を必要とする者 ②難病患者等は上記に準ずる。	左記に同じ。原則として3歳以上の者	90,000	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	介護保険の福祉用具貸与制度の適用が優先
	便器	給付	8	①下肢又は体幹機能障害2級以上	左記に同じ。原則として学	4,450	障害者が容易に使用し得るもの(手す	介護保険の福祉用具貸与制度の適用

			②難病患者等は上記に準ずる。	齢児以上の者		りをつけることができる。)ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	が優先
頭部保護帽A	給付	3	①肢体不自由、体幹機能又は平衡機能の障害により身体障害者手帳の交付を受けている者 ②精神疾患又は重度・最重度の知的障害者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	左記に同じ。	12,768	転倒の衝撃から頭部を保護できるもので、主材料がスポンジ及び革のもの	入所中等在宅でない場合であっても給付対象とする。(※)
頭部保護帽B	給付	3	①肢体不自由、体幹機能又は平衡機能の障害により身体障害者手帳の交付を受けている者 ②精神疾患又は重度・最重度の知的障害者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	左記に同じ。	30,870	転倒の衝撃から頭部を保護できるもので、主材料がスポンジ、革及びプラスチックのもの	施設入所中等在宅でない場合であっても給付対象とする。(※)
歩行補助杖(T字状又は棒状・木製)	給付	3	①肢体不自由、体幹機能又は平衡機能の障害により身体障害者手帳の交付を受けている者 ②難病患者等は上記に準ずる。	左記に同じ。	2,310	木製で障害者の体重を支え得る頑強さを有し、障害者が容易に使用し得るもの	施設入所中等在宅でない場合であっても給付対象とする。(※)
歩行補助杖(T字状・棒状・軽金属製)	給付	3	①肢体不自由、体幹機能又は平衡機能の障害により身体障害者手帳の交付を受けている者 ②難病患者等は上記に準ずる。	左記に同じ。	3,150	軽金属製で障害者の体重を支え得る頑強さを有し、障害者が容易に使用し得るもの	施設入所中等在宅でない場合であっても給付対象とする。(※)
移動・移乗支援用具	給付	8	①平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者 ②難病患者等は上記に準ずる。	左記に同じ。原則として3歳以上の者	60,000	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア．障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ．転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	介護保険の福祉用具貸与制度の適用が優先
特殊便器	給付	8	①上肢障害2級以上 ②重度又は最重度の知的障害者で、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者 ③難病患者等は①に準ずる。	左記に同じ。原則として学齢児以上の者	151,200	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの及び知的障害児・者の介護者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	—
火災警報器	給付	8	重度又は最重度の知的障害者、重度の精神障害者、身体障害等級2級以上及び難病患者等(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	左記に同じ。	15,500	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	—
自動消火器	給付	8	重度又は最重度の知的障害者、重度の精神障害者、身体障害等級2級以上及び難病患者等(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	左記に同じ。	28,700	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	—
電磁調理器	給付	6	①視覚障害2級以上(視覚障害者のみ	—	41,000	視覚障害者、知的障害者及び精神障	—

				の世帯及びこれに準ずる世帯) ②重度又は最重度の知的障害者 ③重度の精神障害者			害者が容易に使用し得るもの	
	歩行時間延長信号機用小型送信機	給付	10	視覚障害2級以上	左記に同じ。原則として学齢児以上の者	7,000	視覚障害者が容易に使用し得るもの	—
	聴覚障害者用屋内信号装置	給付	10	聴覚障害2級以上(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	—	87,400	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	—
	視覚障害者用誘導装置	給付	10	視覚障害者のうち、音声による誘導を必要とする者	左記に同じ。	56,000	音声による目的物(位置)等の確認が可能となるもの	—
	携帯用信号装置	給付	10	聴覚障害者のうち、視覚・触覚によらなければ呼出し等に応じることができない者	左記に同じ。	18,000	送信機と受信機を1組とし、送信機による合図(呼出し)が触覚等により知覚できるもので、携帯可能なもの	—
	トイレチェアー	給付	8	頚(けい)髄損傷等により、通常の便座上で座位を保てない身体障害者	左記に同じ。	81,000	椅子様の形状をし、座位を保ったまま排便が可能なもの	—
	車椅子用段差昇降機	給付	10	常時車椅子を使用する身体障害者	左記に同じ。	260,000	地面と屋内床面の高低差が1m程度の場合であって、車椅子に乗ったままの状態で昇降が可能なもの	—
在宅療養等支援用具	透析液加温器	給付	5	腎臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流(かん)法(CAPD)による透析療法を行う者	左記に同じ。原則として3歳以上の者	51,500	透析液を加温し、一定温度に保つもの	—
	ネブライザー	給付	5	①呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障害者であって、必要と認められる者 ②難病患者等は上記に準ずる。	左記に同じ。原則として学齢児以上の者	36,000	障害者及び介助者が容易に使用し得るもの	—
	電気式たん吸引器	給付	5	①呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障害者であって、必要と認められる者 ②難病患者等は上記に準ずる。	左記に同じ。原則として学齢児以上の者	56,400	障害者及び介助者が容易に使用し得るもの	—
	酸素ボンベ運搬車	給付	10	医療保険における在宅酸素療法を行う者	—	17,000	障害者が容易に使用し得るもの	—
	視覚障害者用体温計(音声式)	給付	5	視覚障害2級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	左記に同じ。原則として学齢児以上の者	9,000	視覚障害者が容易に使用し得るもの	—
	視覚障害者用体重計	給付	5	視覚障害2級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	—	18,000	視覚障害者が容易に使用し得るもの	—
	視覚障害者用血圧計	給付	5	視覚障害2級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	—	9,680	視覚障害者が容易に使用し得るもの	—
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	給付	5	①人工呼吸器の装着が必要な者 ②難病患者等は上記に準ずる。	左記に同じ。	157,500	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	—
	人工呼吸器用自家発電機	給付	6	①身体上の障害(呼吸器又は心臓機能障害)の程度が1級又は3級であるものであって、人工呼吸器を装着している者 ②難病患者等で人工呼吸器を使用している者	左記に同じ。	150,000	介助者が容易に使用し得るもの	—

	人工呼吸器用外部バッテリー	給付	6	①身体上の障害(呼吸器又は心臓機能障害)の程度が1級又は3級であるものであって、人工呼吸器を装着している者 ②難病患者等で人工呼吸器を使用している者	左記に同じ。	100,000	介助者が容易に使用し得るもの	—
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	給付	5	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する者	左記に同じ。原則として学齢児以上の者	98,800	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	—
	情報・通信支援用具	給付	6	①視覚障害2級以上の者 ②上肢障害2級以上であって、情報機器(パーソナルコンピュータ)の使用により社会参加が見込まれる者	左記に同じ。原則として学齢児以上の者	100,000	①ア．視覚障害者用ワープロアプリケーションソフト(入力文字を音声化するソフト) イ．画面拡大ソフト(強度の弱視者用に文字等を拡大するソフト) ウ．画面音声化ソフト(画面の文字を音声化するソフト) ②ア．インテリキー(障害に合わせることができる大型キーボード) イ．ジョイスティック(マウスが使えない者のための操作棒)	障害の状況により、必要な複数の周辺機器等を組み合わせることは可能とする。
	点字ディスプレイ	給付	6	視覚障害2級以上の者	左記に同じ。原則として学齢児以上の者	383,500	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	—
	点字器(標準型A)	給付	7	視覚障害者	左記に同じ。	10,712	点筆が付属しているもの。32マス18行、両面書、真鍮(ちゅう) 板製	(※)
	点字器(標準型B)	給付	7	視覚障害者	左記に同じ。	6,798	点筆が付属しているもの。32マス18行、両面書、プラスチック製	(※)
	点字器(携帯用A)	給付	5	視覚障害者	左記に同じ。	7,416	点筆が付属しているもの。32マス4行、片面書、アルミニューム製	(※)
	点字器(携帯用B)	給付	5	視覚障害者	左記に同じ。	1,699	点筆が付属しているもの。32マス12行、片面書、プラスティック製	(※)
	点字タイプライター	給付	5	視覚障害2級以上(本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。)	視覚障害2級以上(原則として本人が就学若しくは就労しているか又は就労が見込まれる者)	63,100	視覚障害者が容易に使用し得るもの	—
	視覚障害者用ポータブルレコーダー(録音再生機)	給付	6	視覚障害2級以上	左記に同じ。原則として学齢児以上の者	85,000	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの	—
	視覚障害者用ポータブルレコーダー(再生専用機)	給付	6	視覚障害2級以上	左記に同じ。原則として学齢児以上の者	35,000	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの	—

視覚障害者用活字文書読上げ装置	給付	6	視覚障害2級以上	左記に同じ。原則として学齢児以上の者	99,800	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	—
視覚障害者用拡大読書器	給付	8	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	左記に同じ。原則として学齢児以上の者	198,000	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	—
視覚障害者用触読時計	給付	10	視覚障害2級以上	左記に同じ。原則として学齢児以上の者	10,300	視覚障害者が容易に使用し得るもの	—
視覚障害者用音声時計	給付	10	視覚障害2級以上であって、原則として手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者	左記に同じ。原則として学齢児以上の者	13,300	視覚障害者が容易に使用し得るもの	—
聴覚障害者用通信装置	給付	5	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	左記に同じ。原則として学齢児以上の者	71,000	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの	—
聴覚障害者用情報受信装置	給付	6	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能となる者	左記に同じ。	88,900	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの	—
人工喉頭(笛式)	給付	4	音声機能又は言語機能障害者であって、本器を使用することにより発声・発語が可能となる者	左記に同じ。	5,150	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	施設入所中等在宅でない場合であっても給付対象とする。気管カニューレ付のものは3,255円までを加算可能とする。(※)
人工喉頭(電動式)	給付	5	音声機能又は言語機能障害者であって、本器を使用することにより発声・発語が可能となる者	左記に同じ。	72,203	顎下部等に当てた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	施設入所中等在宅でない場合であっても給付対象とする。(※)
福祉電話	貸与	—	難聴者又は外出困難な身体障害者(原則として2級以上)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者及びファックス被貸与者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	—	83,300	障害者が容易に使用し得るもの	—
ファックス	貸与	—	聴覚又は音声・言語機能障害3級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者(電話(難聴者用電話を含む。)によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	—	7,700	障害者が容易に使用し得るもの	—
点字図書	給付	—	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者	左記に同じ。	点字図書価格	点字により作成された図書	消耗品

	文字放送ラジオ	給付	5	聴覚障害者のうち、文字による情報を必要とする者	左記に同じ。	23,000	FM文字多重放送の受信が、可能なもの	—
排泄管理支援用具	ストマ用具(蓄便袋)	給付	1月	ストマ造設者	左記に同じ。	8,858	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの(左記の基準額には1箇所当たりの皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む。)	施設入所中等在宅でない場合であっても給付対象とする。 (※)
	ストマ用具(蓄尿袋)	給付	1月	ストマ造設者	左記に同じ。	11,639	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付きとする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの(左記の基準額には1箇所当たりの皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む。)	施設入所中等在宅でない場合であっても給付対象とする。 (※)
	ストマ代用品(紙おむつ等)	給付	1月	ストマ造設者のうちストマ用具が医学的に適合せず、紙おむつを必要とする者又は脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な者	左記に同じ。	12,000	上記ストマ用具の代用品として、紙おむつの他、サラシ・ガーゼ等衛生用品等	施設入所中等在宅でない場合であっても給付対象とする。 (※)
	収尿器(男性用普通型)	給付	1月	肢体不自由又は体幹機能の障害を有する者のうち、脊髄損傷等により排尿障害のある者	左記に同じ。	7,931	採尿器と蓄尿器で構成し、尿の逆流防止装置が装備されているもの。ラテックス製又はゴム製	(※)
	収尿器(男性用簡易型)	給付	1月	肢体不自由又は体幹機能の障害を有する者のうち、脊髄損傷等により排尿障害のある者	左記に同じ。	5,871	採尿器と蓄尿器で構成し、尿の逆流防止装置が装備されているもの。ラテックス製又はゴム製	(※)
	収尿器(女性用普通型)	給付	1月	肢体不自由又は体幹機能の障害を有する者のうち、脊髄損傷等により排尿障害のある者	左記に同じ。	8,755	採尿器と蓄尿器で構成し、尿の逆流防止装置が装備されているもので、耐久性ゴム製採尿袋を有するもの。ラテックス製又はゴム製	(※)
	収尿器(女性用簡易型)	給付	1月	肢体不自由又は体幹機能の障害を有する者のうち、脊髄損傷等により排尿障害のある者	左記に同じ。	6,077	採尿器と蓄尿器で構成し、尿の逆流防止装置が装備されているもので、ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付きのもの。ラテックス製又はゴム製	(※)
居宅生活動作補助用具	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	給付	—	①下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する者であって、障害等級3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の者) ②難病患者等は上記に準ずる。	左記に同じ。原則として学齢児以上の者	200,000	障害者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの	介護保険の福祉用具貸与制度の適用が優先。 同一住宅については、1回限りとする。

(注)

1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱う。

2 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含む。

3 排泄管理支援用具については、給付申請1回につき、6月分を上限として、給付券1枚の交付を受けることができる。

4 排泄管理支援用具については、ぼうこう又は直腸機能障害による身体障害者手帳等を交付申請中の者も対象とする。この場合において、用具の必要性は身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条指定医師による意見書(診断書)により確認するものとし、その申請が却下となった場合でも既に給付の決定を受けた用具に対する費用の返還は求めない。

5　備考欄に(※)表示のあるものは、平成18年9月までは補装具の品目として取り扱っていたものである。